

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第167号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年8月21日 18時20分ごろ
発生場所	島根県松江市地蔵埼北北西方沖 美保関灯台から真方位345° 2.3海里付近 (概位 北緯35° 36.27' 東経133° 18.79')
事故等調査の経過	平成26年9月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三幸漁丸 ^{こうりょう} 、9.89トン TT2-1912（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート Astrea ^{アストレア} 、2.8トン 270-45425鳥取、個人所有
乗組員等に関する情報	A 操縦者A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定（免許証失効中） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 船尾部外板等に亀裂
事故等の経過	A船は、操縦者Aが1人で乗り組み、地蔵埼北北西方沖を漁場に向け、約8ノットの対地速力で自動操舵により北北西進中、操縦者Aが、レーダーで船首方に映像を認めなかったため、前路に他船はいないものと思いき、操舵室の左舷側で漁具の修理作業を行いながら航行していたところ、平成26年8月21日18時20分ごろ、その船首部とB船の船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、地蔵埼北北西方沖において釣りをしながら錨泊中、A船と衝突した。 船長Bは、海上保安庁に本事故の発生を通報した。 A船及びB船は、共に自力で航行して境港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	操縦者Aは、右舷船首方に遊漁船及び漁船の集団をレーダーで確認していた。 B船は、A船の右舷船首方の遊漁船及び漁船の集団から離れて1隻だけで錨泊していた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明 A なし、B 不明 A なし、B 不明</p> <p>A 船は、地蔵埼北北西方沖を北北西進中、操縦者Aが、船首方に他船はいないものと思い、漁具の修理作業を行い、見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊していたB船に気付かずに航行し、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、地蔵埼北北西方沖において錨泊中、A船が衝突したものと考えられるが、船長Bから情報が十分に得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、地蔵埼北北西方沖において、A船が北北西進中、B船が錨泊中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 小型船舶操縦者として乗船する場合、操縦免許証を失効している者は、失効再交付講習を受講して有効な操縦免許証の交付を受けること。